

茨城県病院事業クレジットカード決済業務委託 仕様書

1 業務の概要

地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者（以下「事業者」という。）として、県立病院における診察料等の支払いに係るクレジットカード決済業務を行うこと。

2 県立病院の概要（令和 4 年度）

	中央病院	こころの医療センター	こども病院
所在地	笠間市鯉淵 6528	笠間市旭町 654	水戸市双葉台 3-3-1
延入院患者数	122,390 人	67,995 人	32,850 人
延外来患者数	238,330 人	68,050 人	44,884 人
医業収益 (保険分含む)	15,250 百万円	2,650 百万円	4,707 百万円

3 契約期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

ただし、契約期間内のクレジット決済手数料は固定とする。

なお、翌年度以降の予算において減額又は削除があった場合は、契約を解除できる。

4 業務に関する要件等

(1) 事業者は会計窓口にクレジットカード決済端末を設置し、診察料等の支払いに係るクレジットカード決済（クレジットカード利用した決済のみ）を行うこと。

(2) 設置するクレジットカード決済端末関係は次のとおりとする。

ア 各県立病院の必要なクレジットカード決済端末台数（中央病院 2 台、こころの医療センター 1 台、こども病院 1 台）を確保すること。

イ 病院（中央病院及びこども病院）が使用しているクレジットカード決済機能付き自動精算機と連携させること。

中央病院：グローリー（FFH-700F-S-H）2 台、こども病院：株式会社アルメックス（TEX-3920）：1 台

ウ 導入するクレジットカード決済端末機は、病院の POS システム（株式会社アルメックス HPW-8700）とデータ連携が可能なものとする。なお、事業者は POS のベンダーと協力し、端末機と POS システムを連携させること。

エ 端末機等の附属品やロール紙等の消耗品の費用は事業者の負担とする。

オ カード会社の加盟店標識やクレジットカード決済が可能である旨の標識等は事業者が用意すること。

カ クレジットカード決済端末の設置（既存端末等の撤去含む）、各種連携等を行う場合に係る費用は事業者の負担とする。

キ 通信回線敷設費用及びオーソリゼーション等に係る通信料金は病院の負担とする。

ク 通常の使用状況下でのクレジットカード決済端末等の故障時の補償・修理費用は事業者負担とし、故障時には速やかに対応すること。

ケ クレジットカード決済端末の導入時のサポートとして、病院職員等に対して端末操作の研修を実施すること。なお、病院において不要と判断した場合はこの限りではない。

コ クレジットカード決済端末等のトラブル発生時には、病院等の職員の質問等に対し適切に対応すること。なお、トラブル発生時の対応についての体制を整備すること。

(3) クレジットカード決済による収納金は、1月毎にとりまとめ、翌月末日（月末日が金融機関の休業日にあたる場合は、前営業日とする。）までに各病院が指定する口座に入金すること。

(4) クレジットカード決済に VISA、Master Card、JCB、American Express、Diners Club、Discover Card のうち2ブランド以上使用できること。

(5) 中央病院で使用している診察料等の後払いシステム（グローリー株式会社）と連携させること。

(6) クレジットカード決済が令和6年4月1日（月）より開始できるように必要な事前準備を行うこと。

(7) 本業務の履行にあたりカードブランドの加盟店申込が必要な場合において、茨城県は受託者と協議の上で加盟店申込をすること